



令和 7 年 4 月 30 日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢
(コード2388 東証グロース市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03-6225-2161)

当社持分法適用関連会社 2 社の株式持分の譲渡に伴う 持分法適用関連会社の異動に関するお知らせ

当社は、当社が保有する持分法適用関連会社である Engine Property Management Asia Co., Ltd. および P.P. Coral Resort Co., Ltd. の株式のすべてを譲渡することを 2025 年 4 月 29 日に決議し、両社を持分法適用関連会社から除外することとなりましたので、お知らせいたします。

1. 異動の理由

当社は、Engine Property Management Asia Co., Ltd. (以下、「EPMA」といいます。) と P.P. Coral Resort Co., Ltd. (以下、「PPC」といいます。) の両社の株式をそれぞれ発行済み株式の 40% ずつ保有し、両社を持分法適用関連会社としております。

EPMA と PPC はタイ内国法人として、PPC がタイ王国ピピ島にて主に欧米の富裕層をターゲットとしたリゾートホテル「Zeavola Resort」を直接運営し、EPMA は PPC の発行済み株式の 60% を保有する筆頭株主として、PPC のホテル運営のサポートを行う形でリゾート事業を運営しております。近年のリゾート業の業況といたしましては、コロナ禍が収束して以降順調に回復するどころか記録的な需要の伸びを示しており、Zeavola Resort も過去最高の稼働率を維持し、当社グループの業績に寄与（2024 年 9 月期通期の投資利益 115,865 千円、2025 年 9 月期第 1 四半期累計期間の投資損失 8,801 千円）しておりました。

このように EPMA、及び PPC の営むリゾート事業の足元業績は好調に推移している状況ではありますが、2025 年 1 月に入った頃から、EPMA、及び PPC から当社に対し、当社が保有する EPMA 株式 (816,000 株。発行済み株式の 40% に相当) と PPC 株式 (1,040,000 株。発行済み株式の 40% 相当) の両方を買取りしたい旨の打診があり、条件面で協議・交渉を進めてまいりましたが、主に下記①から④の理由で EPMA、及び PPC 両社の株式を譲渡することといたしました。

(譲渡に至った主な理由)

- ① EPMA、及び PPC はタイ内国法人となります。当社は EPMA 及び、PPC のそれぞれ発行済み株式の 40% の株式を保有しております。タイ王国では資本規制により、外資企業が過半数を超えるなどの要件を満たしている外国法人（非タイ内国法人）による土地所有は規制されております。PPC はホテル運営用の不動産を所有しております。このことからこの

規制の適用対象となっております。したがって、当社グループは今後も EPMA、及び PPC の過半数以上の株式を保有はできません。また、筆頭株主でもないことから、当社グループが同社の経営を主体的にコントロールし、直接経営判断に影響を与えることが事実上不可能な状況にあります。

- ② 当社グループにとって EPMA、及び PPC の営むリゾート事業は、持分法適用会社が運営する 53 室の 1 リゾートホテルからなるノン・コア事業であります。今後も継続的に当該事業を維持・拡大することを想定した場合、現在のタイ南部プーケット周辺での競争も極めて激しく、施設のリニューアルやアップグレードを数年おきに繰り返す必要があり、必要となる資本(設備投資資金)は巨額となることが想定され、現在の当社グループにとって、その資金提供をし続けることは容易ではないと考えております。
- ③ 当社グループのコア事業は、創業事業である漫画・アニメ・ゲームを中心とした書籍編集、商品企画開発、イベント運営を行うコンテンツ事業が上げられます。当社といたしましては、コンテンツ事業に対し当社グループの限られた人的、資金的リソースを集中的に投下し、当社グループの事業価値の最大化することに集中すべきであると考えております。
- ④ 上記に記載のとおりコロナ禍を経た現在は、リゾート事業には世界的な好景気が訪れております。そのため、リゾート事業への投資熱も活発であり、当社グループにとっては、EPMA、及び PPC の株式譲渡の条件を決定するタイミングとしては非常に好ましいと考えております。

なお、このたびの EPMA、及び PPC の株式の譲渡につきましては、買い手である EPMA、及び PPC から、今後はタイ資本で会社の運営のすべてを完結したい旨の希望があり、当社グループが保有する EPMA 株式を PPC に譲渡し、PPC 株式を EPMA に譲渡する形で実行されます。

2. 異動する持分法適用関連会社、及び譲渡相手先の概要

(1) Engine Property Management Asia Co., Ltd. ※ 1

(1)	名称	Engine Property Management Asia Co., Ltd.	
(2)	所在地	タイ王国バンコク都チャトゥチャック区ラートヤオ地区、ンガムウォンワン通り、ソイ・タンプーヤンパホール 88 番地	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 アネック・アランパニッチ 代表取締役 ポンサック・トンルアン	
(4)	事業内容	リゾートホテルの運営等のコンサルティング業	
(5)	資本金	2 億 400 万タイバーツ (1 タイバーツ当たり 4.42 円で換算すると 901,680,000 円)	
(6)	設立年月日	2011 年 3 月 24 日	
(7)	大株主及び持株比率 (2025 年 4 月 30 日現在)	A. P. F. HOLDINGS CO., LTD. 60.0% 当社 (株式会社ウェッジホールディングス) 40.0%	
(8)	上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	同社株式の 40.0% (816,000 株) を保有しております。
		人的関係	取締役 1 名の兼務がありました。

			2025 年 1 月に解消しております	
		取引関係	該当はありません。	
		関連当事者への該当状況	該当はありません。	
(9)	当該会社の直近 3 年間の経営成績及び財政状態(単位 百万円)			
	決算期	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期
	純資産	773	836	944
	総資産	906	983	1,112
	売上高	3	4	6
	税引き前当期純利益 ※ 2	0	0	2
	当期純利益	0	0	2

※ 1. 当該 EPMA の株式(発行済み株式の 40%。816,000 株。)を、下記の「2. 異動する持分法適用関連会社、及び譲渡相手先の概要(2)」に記載の PPC に譲渡いたします。

※ 2. EPMA の財務諸表につきましては、タイの会計基準に従って作成していることから「営業利益」、「経常利益」の表示がなく、当社の連結決算業務におきましても日本の会計基準に沿った組換等を行っていないことから、「営業利益」、「経常利益」を表示せず、「税引き前当期純利益」を表示しております。

(2) P.P. Coral Resort Co., Ltd. ※ 1

(1)	名称	P.P. Coral Resort Co., Ltd.		
(2)	所在地	タイ王国バンコク都チャトゥチャック区ラートヤオ地区、 ンガムウォンワン通り、ソイ・タンプーヤンパホール 88 番 地		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 アネック・アランパニッチ 代表取締役 ポンサック・トンルアン		
(4)	事業内容	リゾートホテルの運営業		
(5)	資本金	2 億 6000 万タイバーツ (1 タイバーツ当たり 4.42 円で換 算すると 1,149,200,000 円)		
(6)	設立年月日	1988 年 1 月 27 日		
(7)	大株主及び持株比率 (2025 年 4 月 30 日現在)	Engine Property Management Asia Co., Ltd. 60.0% 当社 (株式会社ウェッジホールディングス) 40.0%		
(8)	上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	同社株式の 40.0% (1,040,000 株)を保有しております。	
		人的関係	該当はありません。	
		取引関係	当社グループから短期貸付金が 204 百万円、長期未収入金が 240 百万円それぞれあります。※ 2	
		関連当事者への該当状況	該当はありません。	

(9)	当該会社の直近 3 年間の経営成績及び財政状態(単位 百万円)			
	決算期	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期
	純資産	1,080	1,337	1,582
	総資産	2,007	2,305	2,619
	売上高	488	841	904
	税引き前当期利益※ 2	▲7	164	70
	当期利益	▲7	164	70

※ 1. 当該 PPC の株式(発行済み株式の 40%。1,040,000 株。)を、直前に記載した「2. 異動する持分法適用関連会社、及び譲渡相手先の概要(1)」に記載の EPMA に譲渡します。

※ 2. 短期貸付金と長期未収入金の回収につきましては、本件貸借取引の当事者間で決定してまいります。

※ 3. PPC の財務諸表につきましては、タイの会計基準に従って作成していることから「営業利益」、「経常利益」の表示がなく、当社の連結決算業務におきましても日本の会計基準に沿った組換等を行っていないことから、「営業利益」、「経常利益」を表示せず「税引き前当期純利益」を表示しております。

3. 譲渡株式数、譲渡前後の所有株式の状況

(1) Engine Property Management Asia Co., Ltd.

(1)	異動前の所有株式数	816,000 株 (発行済み株式に対する所有割合 40.0%)
(2)	譲渡株式数	816,000 株
(3)	譲渡価格	119,658,240THB※ (1 THB=4.27 円で換算すると 510,940,685 円となります。)
(4)	異動後の所有株式数	0 株 (発行済み株式に対する所有割合 - %)

※譲渡価格の算定につきましては、公正性・妥当性を確保する為、第三者算定機関による株式価値の算定結果を勘案し決定しております。

(2) P.P. Coral Resort Co., Ltd.

(1)	異動前の所有株式数	1,040,000 株 (発行済み株式に対する所有割合 40.0%)
(2)	譲渡株式数	1,040,000 株
(3)	譲渡価格	258,312,000THB※ (1 THB=4.27 円で換算する

		と 1,102,992,240 円となります。)
(4)	異動後の所有株式数	0 株 (発行済株式に対する所有割合 - %)

※譲渡価格の算定につきましては、公正性・妥当性を確保する為、第三者算定機関による株式価値の算定結果を勘案し決定しております。

4. 異動の日程

(1)	取締役会決議日	2025 年 4 月 29 日
(2)	譲渡契約締結日	2025 年 4 月 29 日
(3)	譲渡日	2025 年 4 月 29 日

5. 今後の予定

本件株式譲渡取引が完了することで、当社子会社が保有する EPMA 株式、及び PPC 株式の持分はゼロとなりますので、EPMA、及び PPC の両社は当社持分法適用関連会社から除外されることとなり、現時点での予定では、2025 年 9 月期の第 3 四半期（2025 年 4 月 1 日）持分法適用関連会社より除外する予定です。リゾート事業に関する方針につきましては決定次第、「事業計画及び成長可能性に関する事項」の更新を行う予定です。

また、現時点における財務諸表に与える影響につきましては、株式売却価格と当社の帳簿価格から、本件株式譲渡に係る売却損益は軽微であると認識しておりますが、為替レートによる影響をはじめ連結財務諸表に与える影響額については詳細な算定・分析が未了であることから、今後、公表すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上